

## 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

## 重要事項説明書

介護保険の居宅療養管理指導サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて説明すべき重要事項は次の通りです。

## 1. 事業者概要

事業所名称	医療法人 ナカノ会
主たる事業所の所在地	〒890-0008 鹿児島県鹿児島市伊敷3丁目14番8号
代表者名	理事長 中野 一司
電話番号・FAX	電話番号:099-218-3300 FAX:099-218-3301
メールアドレス	info-nakano@nakanozaitaku.jp
ホームページ	<a href="https://nakanozaitaku.jp/">https://nakanozaitaku.jp/</a>

## 2. 事業所概要

利用事業所の名称	ナカノ在宅医療クリニック
指定事業所番号	4610127195
所在地	〒890-0008 鹿児島県鹿児島市伊敷3丁目14番8号
電話番号・FAX	電話番号:099-218-3300 FAX:099-218-3301
開設年月日	平成15年10月1日
責任者	中野 一司
サービス提供地域	鹿児島市 ※一部訪問できない地域もございますのでご相談ください。

### 3. 事業目的と運営方針

事業目的	この事業は介護保険法令に従い、医学観点から居宅介護支援事業者等に対する介護サービス計画の策定等に必要な情報提供、もしくはその家族等に対する介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等について指導及び助言を行うことを目的とします。
運営方針	<p>事業所の医師は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その療養生活の質の向上を図るため、ご利用者もしくはそのご家族等に適切な療養上の管理及び指導を行います。</p> <p>事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。またご利用者の同意を得た上で、指定居宅介護支援事業者その他の事業者に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。</p>

### 4. 事業所の職員体制

職 種	勤務の体制
医師	常勤換算3名以上
看護師	常勤換算2名以上
事務	常勤換算3名以上

### 5. 営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	8:30～17:30
休診日	日曜日、12月31日～1月2日

### 6. サービスの内容

医師が行う 居宅療養管理指導	<p>介護保険制度において要支援・要介護の認定を受けられた方で、通院が困難な方に対し、継続的な医学管理に基づいて以下の内容を医師が行うものです。</p> <p>① 介護支援専門員（ケアマネジャー）へ、サービス計画の作成等に必要な情報を提供します。</p> <p>② 患者様や連携先の職員へ介護サービス利用上の留意事項や介護方法の助言等を行います。</p> <p>③ その他、療養上必要な事項についての指導・助言等を行います。</p>
-------------------	--

## 7. 利用料

介護保険負担割合証により、提供された居宅療養管理指導費の1割から3割が利用者の負担となります。

居宅療養管理指導の提供に要する交通費はいただいております。

キャンセル料はいただいておりますが、前もってご連絡をいただくと助かります。

		1割負担	2割負担	3割負担
医師	医療保険で在宅時医学総合管理料を算定し、月2回訪問して居宅療養管理指導を行った場合	598円	1,196円	1,794円
	上記以外で月に2回訪問して居宅療養管理指導を行った場合	1,030円	2,060円	3,090円

## 8. 支払方法

医療保険の一部負担金とともに、利用月の翌月15日頃に請求書を送付致します。

その月の25日(土日祝の場合は翌営業日)に口座振替にてお支払いいただきます。

## 9. 苦情等相談窓口

当クリニックでは、患者様およびご家族からの相談、苦情等に対する窓口を設置しています。

苦情や要望、相談に対して誠意をもって迅速に対応します。

受付時間	月曜日～土曜日 8:30～17:30
電話連絡先	099-218-3300
担当者	事務長 中野 智仁
解決責任者	院長 中野 一司

鹿児島市医師会	099-226-3737
鹿児島市 介護保険課	099-216-1278
国民健康保険 団体連合会	099-213-5122

## 10. 虐待防止について

当クリニックは利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために必要な措置を講じます。  
〈虐待防止に関する責任者〉 院長 中野 一司

## 11. 個人情報の保持と利用について

医師その他の従業者は、業務上知り得たご利用者またはそのご家族の秘密を保持します。また従業者であった者に、業務上知り得たご利用者またはそのご家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

個人情報の利用に際しては利用者の同意を得たうえでサービス担当者会議等で情報提供を行うことがあります。

## 12. 事故発生時の対応について

当クリニックが行う居宅療養管理指導により事故が発生した場合には、速やかに患者様の家族・市町村、関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 13. 身分証携行義務

居宅療養管理指導を行うものは、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 14. サービス提供の記録

文書等のより指導または助言を行い、当該文書の写しを診療録に添付、または要点を記録することで保存します。

記録については、サービス提供日から5年間保存します。

## 15. 重要事項の変更

当該重要事項説明書の内容が変更される場合は、文書にて通知します。